

家族政策の国際比較

— 現状・課題・方法に関する一考察 —

所 道彦

■ 要約

福祉国家研究におけるウェルフェアミックス分析、ジェンダー視点の重要性の認識、実際の家族の変化・多様化とこれに伴った社会保障・福祉制度改革の進行などを背景に、「家族政策」に焦点を合わせた比較研究への関心が高まりつつある。その一方で、「家族の定義」、「家族の機能」、「家族内関係」、「家族政策の目的」、「政策の種類」などにおいてさまざまな解釈・パースペクティブが存在することや、関連する領域が際限なく広いことなどから、「家族政策」の「何を」、「どう比べるのか」について方向性が定まっているわけではない。本稿では、各国の多様化する家族間の水平的分配の動態分析を基本に他の政治的・社会的考察を積み重ねていくことが「家族政策」の国際比較における一つのアプローチの仕方であるとし、実証的分析の手法としてのシミュレーション方式(モデル家族)の長所、問題点、限界について検討した。

■ キーワード

福祉国家、国際比較、家族政策、社会保障、ジェンダー

はじめに

福祉国家の国際比較はこの10年で大きく進展している研究分野の一つであり、近年は「家族政策」比較への関心が高まりつつある。その一方で、「家族政策」の定義、比較の対象、比較の方法論について確立したものはなく、各国の研究者の間でさまざまなアプローチが試みられている。本稿の目的は、比較研究における「家族政策」の必要性和、分析・比較のポイントを整理することにある。また実証的な分析のための手法についても検討するものとする。

I 家族政策の国際比較研究の必要性

「家族政策」の比較研究は福祉国家分析、あるいは各国の実際の政策立案に必要な領域と認識

されるようになってきた。その主な理由としては以下の四つが挙げられよう。

1. ウェルフェアミックス

福祉国家の国際比較研究において「家族」に対する政策の分析が必要になる理由の一つは、ウェルフェアミックスの存在を無視できないという点にある。Esping-Andersen は「市民は、所得と福祉が① 家族・自助 ② 市場 ③ 政府の三つのトータルから派生する世界に向かい合っていることになる」と述べる(Esping-Andersen 1997, p. 182)。また Hill は「個人の福祉」に影響する活動主体として、① 個人 ② 家族 ③ コミュニティ ④ 国家を挙げる。

ミックスを構成するものが何であれ、政府の施策だけを分析して、福祉国家を把握したことにはならない。「家族」は「福祉」のメインのプロバイダーであったし、多くの国では現在もそうである。もと

もと家族の果たす役割が大きい国はもちろん、家族の役割・責任を強調することで、公的部門を縮小しようとしている国の福祉制度を理解するためにも、「家族」に対する諸政策を分析することが必要になる。

2. ジェンダーの視点

これまでの福祉国家に関する国際比較研究は「国家」と「市場」あるいは「労働」と「福祉」の関係を中心に行われてきた。例えば「脱商品化指標」と「階層化指標」を軸にした Esping-Andersen の類型論にしても、分析の主対象となっているのは「フルタイムで働く雇用者」であり、Work = Paid Work であった。ここでは Unpaid Work とその大部分を担っているはずの女性が除外されている。ジェンダーの視点においては、家族内での関係・配分は、国家による所得分配と同様に重要なテーマである。社会保障が社会権に基づいて給付されるものなのか、社会保険料を払うことによって得られる給付なのか、あるいは夫に依存していることを前提に間接的に得られるものなのか、という区分に目を向けなければならないし、また男子労働者が完全雇用に近い状態にあり、その配偶者、扶養家族に対しても手厚い税控除・社会保障手当が供給されていたとしても、それが伝統的な家族形態・役割分業を強制するものであったり、女性の労働市場参加を阻む結果をもたらすシステムであったとすれば、その「福祉国家」に対する評価は異なることとなる。

Lewis は福祉国家を「Male Breadwinner」の度合いの強弱によって、三つのタイプ—「Strong Male Breadwinner 型」、「Modified Male Breadwinner 型」、「Weak Male Breadwinner 型」の三つに分類した。第一の類型では基本的に「男女は平等ではあるが役割は別である」という前提であり、女性の労働参加率や保育などのソーシャルサービスの供給が高くない。英国はこの類型にあたりとされ、Modified 型のフランス(政策の上では女性の労働者としての

役割も認知され、少子化の懸念から水平分配に社会保障の力点が置かれ、公的保育サービスが充実している)、Dual Breadwinner 型とも言うべきスウェーデン(さらに一歩進んで女性は「労働者」として認知され、女性の家庭での母親としての Unpaid Work は労働市場のレートで保障される)とコントラストをなす(Lewis 1992)¹⁾。

また Siaroff は、社会保障費、家族政策関係支出、保育、育児休業制度の4項目の支出額をベースに家族福祉政策の充実度(Family Welfare Orientation)指数を計算し、女性労働者に対する賃金と失業率等から算出した女性の労働条件の良好度(Female Work Desirability)指数との相関関係を見ることで、OECD 23カ国を、①両方の指数とも高いスキャンジナビア諸国、②女性の労働条件は高いが、家族福祉の指数が低いプロテスタント系自由主義福祉国家(アメリカ、イギリスなど)、③家族福祉の指数は高く、女性の労働条件の指数が低いカトリック・キリスト教保守主義系のヨーロッパ大陸諸国(フランス、ドイツなど)、④両方の指数が低い国(日本、イタリア、スイスなど)の四つのグループに分類した(Siaroff 1994)²⁾。

これらの分類の妥当性について議論の余地が残されているのは事実だが、ジェンダーセンシティブな分析が福祉国家の分類に必要なことは間違いなく、その中で「家族政策」はクローズアップされることとなる。

3. 家族の変化

家族の変化が福祉国家の諸制度に大きな影響を与えている点を見逃すことはできない。夫が働き妻が家庭ということを前提に年金、保育等のシステムが構築されていた場合に、女性の労働市場参加の高まりや離婚の増加などその前提が揺らぐことによって、女性の年金権の確保、保育・育児休業の拡充、配偶者の労働参加と関連した税制上の不平等の解消、母子家庭への援助などの対応に迫

られる。多くの社会システムが特定の家族像—Male Breadwinner Model—を前提に福祉制度を構築してきたことが露呈する一方、他国の経験から学ぼうとする動きも加速することになる。家族の変化への対応によって、福祉国家としての評価が左右されると言ってもよい。武川は家族の変化に伴う福祉国家の変容を「脱家父長制化」とし、「脱商品化」と並ぶ福祉国家類型の軸と位置付けている(武川 1997, pp. 257-259)。各国の家族の変化とこれに対する政策をどう測定していくかが、今後の比較研究にとって重要となっている。

4. 具体的な政策二ス

ヨーロッパではEU統合の過程で社会政策について何らかの整合性を持たせようとする動きがある。EUの社会憲章は労働者の権利について加盟各国間での保障義務を持たせたものであり、男性・女性労働者が家庭と仕事を両立できるように各国が努力することが盛り込まれている。現段階では労働政策の一端として家族に対する政策が言及され、可能な領域で共通原則を確認するにとどまっているが、それでも政治統合が進行すれば、家族政策に関しても同じ方向に進む可能性が高い。すでに共通の関心分野(労働と家庭生活の両立、貧困家庭の研究、家族・子どもの保護など)について国際共同研究が進められている(Hantrais 1996)。1989年にはEuropean Observatory of National Family Policiesが設置され、EU加盟各国の人口動態・家族の多様化、家族関係諸政策の分析と影響の評価、家族に影響を与える社会経済的・政治的変動等について継続的な研究が行われている。国際比較研究が、実際の政策とリンクする可能性が出てきたものとして注目できる。

II 「家族政策」—分析の視角

家族政策の比較を困難にする理由の一つは研

究の対象である「家族政策」自体の理解が一様でないことにある。柄本は「従来家族政策の目的と機能、具体的な施策が区別・整理することなくすべて一緒に議論されてきたきらいがある」と指摘する(柄本 1992, p. 3)。国際比較を行う際には、比べる対象について共通の土台をつくることが前提条件でもあるが、まずは「家族政策」の「家族」と「政策」についてポイントを整理することにした。

1. 「家族」

(1) 形態

「家族」を容易に定義することはできない。「夫婦と子どもから成る核家族」というイメージは必ずしも現実の家族と一致しない。母子・父子家庭、三世同居家族、ゲイ・レズビアンのカップルなど家族は多様である。

(2) 機能

家族がどのような機能を持っているのかについてもさまざまな見方が存在する。「友愛の場」、「子育ての場」、「資本主義社会を再生産する場」、あるいはフェミニストの立場からは「男女別々かつ不平等な役割を構築・推進し、男性にパワーを与える一方で、母・主婦としての労働あるいは女性のセクシャリティをコントロールするシステム」という解釈もなされよう。

(3) 家族内関係

家族内の関係について何をどう見るのかも重要なポイントである。夫婦関係、親子関係、兄弟関係などであるが、すべてが、友愛・愛情といった感情の上に成り立っているわけではなく、夫婦間暴力、児童虐待といった問題を抱えていることもある。

(4) 政策と「家族」

「政策」における「家族」はまた別に定義される。第一に「家族」は社会保障や税制度など実施の単

位・場である。この場合「家族」(あるいは「世帯」)は法律で定義されることが多いが、非婚のカップルの増加などに見られるように、法律上の定義は現実の人間関係と一致するわけではない。第二に、「家族」は政策の受け手であると同時に供給者である。子どもの発達に重要なプロセスとして考えられ、また育児や介護の役割を期待される。第三に「家族」は規範(Norm)としての位置付けがなされることがある。大人の性関係や子どもの社会化が「家族」の中で行われるべきであるという見方が支配的であれば、それは社会的な規範として機能することになる。またここから逸脱するケースは「問題」として取り扱われることになる。この「規範」としての「家族」、あるいは「イデオロギー」としての「家族」は、家族政策において大きな位置を占めている。

2. 「政策」

(1) 目的

家族政策についてまず議論されるのが、その「目的」は何かという点である。「子のウェルビーイング」、「家族の安定」、「質の高い労働力の再生産」とさまざまな解釈が可能である。栃本は「弱体化した家族機能の補強」と「個人の福祉」とを両極に整理する(栃本 1992, pp. 4-5)。しかしながら、多くの場合、複数の目標が同時に存在し、これらが相互に矛盾することもありえる。「家族」は政策の受け手であると同時に供給者でもあり、この二つを区別することも難しい。Pascallは、家族を支援するというのは、家族が責任・(国から)期待される役割を果たすことを支援するということと解釈する(Pascall 1997, p. 70)。またMuncieとSapsfordは「たとえ政策が家族を貧困から救うために行われとしても、その家族が抑圧的で差別的な制度であったなら、やはりその政策には、疑いとアンビバレントな目を向けなければならない」と述べる(Muncie and Sapsford 1995, p. 34)。

(2) 様態

すべての「家族政策」が自ら家族政策と名乗るわけではない。「家族政策」には明示的(Explicit)な政策と黙示的(Implicit)な政策が存在する(Kammerman and Kahn 1978, 1997, 栃本 1992, Zimmerman 1995)。政治的な理由からそれと明白に出さない場合は後者の形をとることが多い。個人主義が強く、「家族」=「私領域」という見方が支配的な社会では、明示的な施策は「私生活への公権力による侵害」という反発を招く。同様に、露骨に出生率を上げることが目標と明示するような政策は、女性の身体をコントロールしようとするものと反発を受けることになろう。

(3) 直接施策と間接施策

国が行う施策には直接的なものと間接的なものが存在する。政府自らが直接実施しているとは限らない。例えば、育児休暇など労働者の権利規定を定め、企業に実施させるものも「家族政策」の範疇に属する。さらに全く介入しないのも一つの方策である。Fox Hardingはこのような政策をレッセフェール型の家族政策と呼んでいる(Fox Harding 1996, p. 183)。

(4) サポートとコントロール

直接的な政策は家族に対して何らかの援助を行うものと、規制を行うものとに大別することができる。税・社会保障給付による経済的な支援、福祉サービス、相談援助活動などが前者の例として挙げられる。後者の典型的な例は法律などによって家族の扶養義務を規定・強制するような場合であるが、子どもの保護を名目に家族に介入するような制度もこれに数えられよう。

(5) 状況の認識

政策の前提となる家族の状況をめぐる認識は一定でない。出生率の低下を高齢化の進展と憂慮

するか若年層失業率の低下につながるとするかは国によって異なる。「離婚の増加」にしても、「家族の崩壊」だけでなく、「抑圧的な夫婦関係からの脱出」「第二のチャンスへの道が開かれるようになった」という解釈もできないわけではない。

このように考えてみると、「家族政策」について「国際比較」を行うための共通の土台を準備するというのは容易なことではない。家族を取り巻く意識・価値観、文化、家族形態が国によって大きく異なっている。年金制度や医療制度のような形で各国に共通する具体的な制度体系が存在するわけではない。

KamermanとKahnは家族政策へのアプローチとして、「分野・領域(Field)としての家族政策」「視点(Perspective)としての家族政策」の二つがあるとする(Kamerman and Kahn 1978, 1997)。前者は、家族法、児童・家族手当など具体的な家族政策領域を設定してこれを分析すること、後者はすべての社会政策を家族に対するインパクトの観点からモニター・分析することを意味する。いずれにしても、フィールドには何が含まれて、何が含まれないかという点を議論する必要が出てくるし、後者の場合は際限なく「すべて」が含まれてしまうことにもなる。家族生活に何の影響も与えない福祉国家の制度・政策というものはほとんど存在しないからである。

III 家族政策の国際比較研究の現状と課題

これまでの国際比較研究の多くは具体的な定義付け・範囲指定をあえて行わないまま、「ジェンダー」「子の福祉」といった視点から、既存の社会保障制度政策などの制度を分析すること、あるいは「家族手当」や「保育」など個別の制度・政策を比較することで、「家族政策研究」としてきた。最初から「家族政策」研究として位置付けていないものも多い。特に中心となってきたのは、「家族の変化」、

「女性の社会的状況」について各国の歴史の変遷をまとめたものか、あるいは細分化されたカテゴリー、「家族手当」など特定の制度や施策に関して解説したものである。例えば、他国間比較に限れば、先述のLewis(1992)、KamermanとKahn(1997)に加え、Leiba(1992)、Wennemo(1994)、Hantrais(1994)、HantraisとLetabier(1996)、MillerとWarman(1996)などが挙げられる。これに対して、データを主体に分析したものとしては、Castles(1993)、Bradshaw, et al(1993)、European Observatoryの研究プロジェクト(1996～)などが挙げられる。

これらの研究では、「家族」とは「未成年の子どもがいる家族」を指し、高齢者を含めることはまれである。KamermanとKahnは家族政策の各国に共通する特徴として①(貧困や問題を抱えている家族だけではなく)すべての子どもとその家族への関心②子どもがDoing Betterするためには、その親と家族に対しても援助が必要であると認識していること、の2点を挙げている(Kamerman and Kahn 1997, p. 6)。

近年は記述的なスタイルの研究についても、これまでのような本の一章ずつを複数の研究者に割り当て、それぞれの関心分野についての「自由論文」を集めたものから、統一的なフォーマットで分析・提示されたものが中心となってきている。例えば、KamermanとKahnの研究は各国を通じて①歴史の変遷②家族形態の変化③家事労働と労働市場参加④所得再配分⑤家族に対するソーシャルサービス⑥家族政策をめぐる政治的環境、の六つの共通項目が設定されている。

歴史的発展や制度的枠組みについての記述的な比較研究は、各国の「家族政策」の制度、背後にあるイデオロギーなり原理原則を理解するのに不可欠であるが、それだけでは、各家族に対しての援助やコミットメントのレベルを明確に比較することはできない。家族政策に限らず比較研究において、制度・政策の概要だけでなくその成果(outcome)に

目が向けられている現在、「何が違うか？」だけでなく「どの程度違うか？」を明らかにすることも重要である。

過去よく用いられたのが社会保障給付費の総額をGDPあるいは予算総額で除して、それぞれの国の「努力額」を比較するという手法である。家族関係給付についてもこれが可能であるが、社会保障関連の支出はニーズの増大に左右される。子どもの数が多い国、子どもを持つ貧困家庭の多い国では当然総支出額は増加する。これを「努力」の増大とすべきか判断が難しい。また、手当の支給ではなく、税控除を通じて何らかの援助が行われている国の「努力額」をどうカウントするのかという問題も残る。単純に社会保障支出の名目の総額を比べるだけでは、この区別はできない。この問題点は、Siaroffの研究にも当てはまる。失業率、労働参加率、職場でのポストに関するジェンダー格差、夫婦どちらに「手当」が支給されるのかの違い等を考慮する点は極めて的確であるが、家族向け福祉政策の充実度指数は支出額ベースであり、何を「家族政策支出」に含めるかという点で疑問が残るうえ、人口構造などの考慮が不十分な点で問題があると言わざるを得ない³⁾。「国家レベルの支出額を用いた比較研究が多いのは、単に、これらが唯一手に入るデータだからである」という意見は的を得ていると言えよう(Castles and Mitchell 1992, p. 1)。

同時に、Siaroffの家族向け福祉政策の充実度指数は「家族福祉への支出」の比較であって、「家族の変化」と施策との関係が明らかではない。もちろん、研究目的が「家族」ではなく、ジェンダー視点からの福祉国家の類型化にあるので当然ではあるが、各国がどの程度「Male Breadwinnerモデル」にコミットしているのか興味があるところである。

家族政策は家族の変動と関連している。家族の変動はジェンダーの 이슈と無縁ではなく(離婚の増大、女性の労働参加率)、また変動への対応も直接的間接的に家族内すべての者に影響する(保育、

育児休暇、税控除)。逆に家族政策によって家族が変化するという見方もできる。家族の変化と家族政策が独立しているわけではない。人口政策としての家族政策も「出生数の減少」ではなく、「家族の多様化」に対するレスポンスとして位置付けることもできよう。

国際比較研究では、「家族の変化」あるいは「家族の多様化」と関連して、具体的に何が分析されるべきであろうか。まず、第一に、どのような「家族形態」を念頭に置いてそれぞれの国の社会保障制度等が構築されているかを見定める必要がある。基準となるような特定のモデル(例えばMale Breadwinnerモデルの二人親核家族)が存在するかどうか、第二に、これと異なるモデル(例えば母子家庭)には、どの程度不利益が生じるのかを検証することが重要である。第三に特定のモデルに誘導するため、特定のモデルへの支援が増大する、あるいは規制が生じるのかどうかも重要なテーマである。形態に対してだけでなく、関係についての支援・規制も念頭に置く必要がある。例えば夫婦関係の規制(離婚)ではなく、親子関係の規制・維持(養育費、介護費など強制徴収)に焦点を移してコントロールが行われる場合もある。まずは各国の多様な家族間の水平的分配の動態を基本とし、その上に法的・政治的・歴史的・社会的・文化的な分析・考察を積み重ねていくことが家族政策の国際比較における一つのアプローチの仕方であると考えられる。

もちろん、「家族政策」の分析が所得の水平的分配を軸に行われるなら、これは「家族」を受給者としてとらえているのであり、福祉の供給者としての「家族(=インフォーマルセクター)」の役割を測定することは異なる。また、家族内の夫婦・世代間での分配は直接言及されないことになる。「家族政策研究」は、ある程度「ジェンダーセンシティブ」であっても、「パーフェクト」にはならない。研究対象が「家族」でとどまれば、その先の家族内でのジェンダーディビジョンが不明確となる可能性が高い。仮

に女性に対する政策を「家族政策」の中で検討するとしたら、それは「家族」というフィルターを通して女性の状況に言及するのであり、直接女性(母・妻)を分析していることにはならないからである。しかしながら、各国で「家族」の役割の程度を測定するにあたって、また家族内のジェンダーディビジョン分析の前提として、「家族」が税・社会保障制度下でどのような扱いを受けているか分析することは必要である。「家族政策研究」は出発点としての役割を担うものと位置付けておきたい。

IV 家族への税・社会保障給付比較分析の手法の検討—モデル家族方式—

以下は、家族政策の国際比較のベースとしての「多様な形態の家族に対しての税・社会保障給付手当のアレンジメント」の比較、特に具体的なデータで比較するための手法について考察することにする。受給者タイプ別(児童、母子家庭等)の社会保障費の支出総額を用いた研究に限界があることは先に述べた。そこで、家族形態、就労者数、収入レベルの組み合わせで各国共通の「モデル家族」(例えば「夫婦と小学生の子ども一人で構成され、夫は平均男子勤労者の所得、妻は専業主婦の家族」、「母と就学前の子ども一人で構成され、所得は平均の半分の家族」など)を数十ケース設定し、同じ条件下の「家族」が国によってどのような

税・社会保障給付を受けるのかをシミュレーション方式で試算するという方法がとられることがある。言い換えれば、「共通の物差し」となるべき多様な家族を、研究者の側で用意する。子どもを持つ家族への経済的支援を測定する場合であれば、各国別に、任意の家族モデル(複数)を設定し、それぞれについて収入から所得税、地方税、社会保険料、保育・教育費、医療費、住宅費および社会保障給付(児童手当など)をマイナス・プラスした後の「可処分所得」を算出し、「子どものいない夫婦(CP)」と「子どもX人を持つ夫婦(CP+X)」との「可処分所得」の差額を求める。収入レベル(例えば男子労働者平均)や家族内の就業者数は同一条件とする。

この方法では、税制による支援(例えば扶養控除)を行うA国と社会保障手当(例えば児童手当)によるB国とを同じパッケージの中で取り扱うことになる。また各種のコストを算定のプロセスに入れることによって、支援策の価値が間接的に測定されている。社会保障手当の有無あるいは手当の額面の差額だけで、「B国の方が支援レベルが高い」(これは特定項目の支出額をベースにした比較研究の欠点の一つであるが)という結論を引き出すことはない。ここで重要なのは、特定の「モデル家族」(例えばCP+X)の「可処分所得」を直接比較するのではなく、「努力額(=差額)」を「相対値」で比較する点にある(表1のケースではA国とB国

表 1

	A国		B国	
	CP	CP+X	CP	CP+X
勤労収入	2000	2000	1000	1000
社会保障給付	0	0	0	250
税・社会保険料	-750	-400	-300	-300
コスト(医療費・教育費等)	-250	-350	-100	-200
「可処分所得」	1000	1250	600	750
支援の努力指数	$\frac{1250-1000}{1000}$		$\frac{750-600}{600}$	

の支援レベルは同じという結果になる)。この方式では、それぞれの国の中で相対的な援助レベルを試算するので、他国間比較の際に所得や物価水準の違いの影響を大幅に回避できるという長所があり、ヨーク大学のローンペアレントの就労、公的扶助、児童支援策などの比較研究⁴⁾をはじめ、European Observatory of National Family Policiesでも用いられている。またShaverとBradshawはこの手法を用いて「女性配偶者に対する経済支援策の比較研究」を行った。この研究では、夫の収入レベル、妻の労働参加、子どもの年齢の組み合わせ等で七つのカテゴリーをつくり、それぞれについて15カ国の支援のレベルをランキング化している。オリジナルの調査に日本は含まれていないが、仮にここに含めると、表2のようになる(七つのカテ

ゴリーのうち、基本となる三つだけ抜粋してある)。

例えばアイルランドは専業主婦の家族への支援では上位、夫婦共働きの家族では下位で、Siaroffの議論などともマッチしそうである。一方、デンマーク、ギリシャ、ポルトガルなどは容易に説明が付きそうにない。デンマークはどの部門でも上位である。しかし、これをもって、デンマークで専業主婦カップルが優遇されていると結論するわけにはいかない。ランキング表は支援レベルについては各国との相対位置を示すにすぎないからである。ここにランキング化の基本的な欠点がある。各カテゴリーごとの順位よりも、それぞれの国で各家族形態がどのような位置関係になっているのかをまず明らかにし、そのパターンを基に国際比較すべきであると思われる。

表 2

専業主婦カップル	専業主婦カップル+小学生	共働きカップル+2歳児
デンマーク	ルクセンブルク	フランス
アイルランド	デンマーク	ベルギー
ベルギー	ベルギー	ルクセンブルク
ドイツ	アイルランド	デンマーク
ルクセンブルク	ドイツ	ギリシャ
ギリシャ	ノルウェー	ポルトガル
(日本)	オランダ	ノルウェー
フランス	ギリシャ	ドイツ
オランダ	フランス	イタリア
スペイン	イギリス	(日本)
オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア
ノルウェー	ポルトガル	イギリス
イギリス	スペイン	スペイン
ポルトガル	(日本)	オランダ
アメリカ	アメリカ	アイルランド
イタリア	イタリア	アメリカ

注 1：所得レベル…専業主婦カップル=男性労働者平均、共働きカップル=男性労働者平均+女性労働者平均の $\frac{2}{3}$ 。

2：共働きカップルのケースには保育コストが含まれる。

3：日本以外のデータは1992年のもの。日本については筆者が1994年のデータを用いて追加したもので、厳密に比較はできない。

出所：S. Shaver and J. Bradshaw, 1995, Table 5, p. 23. より抜粋

このモデル家族の手法を多様な家族形態に対する経済支援策の測定に用いることができるかどうかをもう少し検討してみたい。既に指摘されているように、この方式は、各制度が実際に機能しているかではなく、「一定の条件下では機能するはず」という前提で計算を行うので、ミーンズテスト付きの給付の取り扱いなどに問題がある(埋橋 1997、p. 100)。教育費等のコスト項目に何を含めるのかも議論が必要である。

また家族政策の比較においては、「モデル家族」の設定に注意が払われなければならない。設定されたモデルがどの国にもベストな形でフィットすることではなく、その一部は特定の国では現実的でないものになってしまう可能性がある。設定されたものがその国の全家族を代表しているわけではない(埋橋 1997、p. 100)。例えば子どもが二人いる場合だけを想定して「モデル家族」を設定すれば、子どもが3人いることが通常の国を比較するのには不十分となる。同様に三世代同居の家族を想定しておかないと、日本を含めた「家族」の比較研究の意義がかなり減ることになる。Bradshaw、埋橋らの「児童支援策の比較研究」での家族形態は14モデルであったが、家族政策全体をカバーするためには就労形態、子どもの数・年齢などの組み合わせによりモデル数を増やすことが必要となる。各国の家族が多様であるなら、できるだけ多様なモデルを用意するのはより適切な比較につながるはずである。一方、特定の国にしかない家族形態を共通の物差しの一つとして設定し他国と比較することによってだけの意味があるのかという疑問も出てこよう。

「相対指数」を用いた比較研究のあり方にも注意が必要である。例えば、

$$\text{置換率(Replacement Rate)} = \frac{\text{手当額}}{\text{就労中の可処分所得}}$$

によって各国の社会保障手当の水準を比較した場合に、その率の差違が果たして高い給付額(分子)によるものか、低い所得水準(分母)によるものか

の区別を考慮に入れておかないとミスリーディングな結果を引き出す可能性がある。企業の社会保険料負担を重くするか労働者の賃金を低くすれば、国の努力とはあまり関係なく給付水準(率)が高くなる。この点は「モデル家族」だけでなく、Esping-Andersenの脱商品化指数などにも当てはまる(Whiteford 1995、p. 20)⁵⁾。そして言うまでもなく、「モデル家族方式」は所得を家族単位としているため、家族内の分配については測定できず、誰が手当を受け取るのかといった問題に言及することができない。このテーマについては別個の研究で補足することが必要である。

それでも、家族政策比較研究のベースとなる「家族形態の差違とこれに対する税・社会保障制度の対応」を比較するための手法としては、「モデル家族方式」は分かりやすいものの一つであることは否定できない。問題はどの使いこなし、他の分析とどう組み合わせていくかということにある。

まとめにかえて

本稿では、家族政策の国際比較の対象として「家族の変化・多様化に対する各国の対応」を挙げ、税・社会保障給付の水平的再配分の状況を軸に実証的研究を行うことが最初のステップであるとし、その手法としてのシミュレーション方式(モデル家族)の長所・問題点について検討した。もちろん家族政策の比較研究は税・社会保障給付といった経済的な側面だけにとどまらない。もしある国において家族形態の差違が税・社会保障制度に大きく反映されるのであれば(専業主婦家庭が優遇されるなど)、その理由についても社会的・文化的、あるいは政治的側面から分析されるべきであるし、また「政策」が実際に家族・個人の行動にインパクトを与えるかどうか検討することも重要である。家族政策の比較研究は社会科学の各領域を総動員しなければならないプロジェクトである。

注

- 1) 核家族・男女役割分担に基づいた英国福祉国家のシステムは「ベヴァリッジ・モデル」と呼ばれる。その出発点であるベヴァリッジ・プラン(1942年)について大沢(1995)は、女性が仕事よりも家庭を選択するように社会保険の条件を設定している点で、社会民主主義的ではないが、離別女性の権利に言及するなど当時としては(北欧で社会民主主義モデルが発達したのは60年代以降である)進歩的な側面があったことを指摘している。
- 2) Siaroffの議論について詳しくは北(1997)参照。
- 3) 支出額ベースの比較方法の限界については既に指摘されているところである。Esping-Andersen, Castles, 大沢, 北など参照。
- 4) これらの詳細, またその中での日本の位置の分析については埋橋(1997)参照。
- 5) ヨーク大学の研究では比較の「絶対値」として購買力平価が併用されている。

参考文献

Bradshaw, J., J. Ditch, H. Holmes, and P. Whiteford. 1993. "Support for Children: A Comparison of Arrangements in Fifteen Countries." *Department of Social Security Research Report*, No. 21. London: HMSO.

Castles, F. G., and D. Mitchell. 1992. "Identifying Welfare State Regimes: The Links Between Politics, Instruments and Outcomes." *Governance*, Vol. 5.

Castles, F. G., ed. 1993. *Families of Nations: Patterns of Public Policy in Western Democracies*. Aldershot: Dartmouth.

Ditch, J., H. Barnes, J. Bradshaw, J. Cammille, and T. Eardley. 1994. *A Synthesis of National Family Policies 1994*. European Observatory on National Family Policies. European Commission/Social Policy Research Unit York.

Esping-Andersen, G. 1990. *The Three Worlds of Welfare Capitalism*. Cambridge: Polity Press.

Esping-Andersen, G. 1997. "Hybrid Or Unique?: The Japanese Welfare State Between Europe and America." *Journal of European Social Policy* 7-3.

Fox Harding, L. 1996. *Family, State and Social Policy*. London: Macmillan.

Hantrais, L. 1994. "Comparing Family Policy in Britain, France, and Germany." *Journal of Social Policy*, Vol. 23 No. 2.

Hantrais, L., and M. T. Letablier. 1996. *Families and Family Policies in Europe*. London: Longman.

Kammerman, S., and A. Kahn, ed. 1978. *Family Policy: Government and Families in Fourteen Countries*. New York: Columbia Univ. Press.

Kammerman, S., and A. Kahn, ed. 1997. *Family Change and Family Policies in Great Britain, Canada, New Zealand,*

and the United States. Oxford: Clarendon Press.

北明美 1997 「ジェンダーと平等：家族政策と労働政策の接点」 岡沢憲美・宮本太郎編『比較福祉国家論—揺らぎとオルタナティブ—』法律文化社

Leira, A. 1992. *Welfare States and Working Mothers: The Scandinavian Experience*. Cambridge: Cambridge Univ. Press.

Lewis, J. 1992. "Gender and Welfare Regimes." *Journal of European Social Policy* 2-3.

Millar, J., and A. Warman. 1996. *Family Obligations in Europe*. London: Family Policy Studies Centre.

宮本太郎 1997 「比較福祉国家の理論と現実」 岡沢憲美・宮本太郎編『比較福祉国家論—揺らぎとオルタナティブ—』法律文化社

Muncie, J., M. Wetherell, R. Dallos, and A. Cochrane. 1995. *Understanding the Family*. London: Sage.

大沢真理 1995 「『福祉国家比較のジェンダー化』とベヴァリッジプラン」『社会科学研究』第47巻第4号

Pascall, G. 1997. *Social Policy: A New Feminist Analysis*. London: Routledge.

Pedersen, S. 1993. *Family, Dependence, and the Origins of the Welfare State: Britain and France 1914-1945*. Cambridge: Cambridge Univ. Press.

Sainsbury, D. 1994. *Gendering Welfare States*. London: Sage.

Shaver and Bradshaw. 1995. "The Recognition of Wifely Labour by Welfare States." *Social Policy and Administration*, Vol. 29 No. 1.

Siaroff, A. 1994. "Work, Welfare and Gender Equality: A New Typology." In Sainsbury, D. 1994. *Gendering Welfare States*. London: Sage.

武川正吾 1997 「福祉国家の行方」 岡沢憲美・宮本太郎編『比較福祉国家論—揺らぎとオルタナティブ—』法律文化社

栃本一三郎 1992 「ソーシャルポリシーとしての家族政策を考える：家族政策ノート(上)」『社会福祉研究』第53号

栃本一三郎 1994 「ソーシャルポリシーとしての家族政策を考える：家族政策ノート(下)」『社会福祉研究』第59号

埋橋孝文 1997 『現代福祉国家の国際比較 日本モデルの位置づけと展望』日本評論社

Wennemo, I. 1994. "Sharing the Cost of Children: Studies on the Development of Family Support in the OECD Countries." *Swedish Institute For Social Research*, No. 25.

Whiteford, P. 1995. "The Use of Replacement Rates in International Comparisons of Benefit Systems." *International Social Security Review*.

Zimmerman, S. L. 1995. *Understanding Family Policy: Theories & Application (2nd)*. New York: Sage.

(ところ・みちひこ ヨーク大学大学院博士課程院生)